知多市告示第１３８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４４条の３第１項及び第２項の規定により、道路上に放置された違法放置等物件を除去し、一時保管したので、同条第３項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占用者等は、知多市都市整備部土木課に申し出ること。

令和８年１０月２１日

知多市長　伊　藤　清一郎

１　保管した違法放置等物件

別紙のとおり

２　保管した違法放置等物件の放置されていた場所

別紙のとおり

３　違法放置等物件を除去した日時

別紙のとおり

４　違法放置等物件の保管を開始した日時

別紙のとおり

５　違法放置等物件の保管場所

別紙のとおり

６　連絡先

知多市役所土木課（管理チーム）　電話０５６２－３６－２６７０

７　所有権の帰属

告示の日から起算して６か月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は知多市長に帰属する。

別紙

保管した違法放置等物件			保管した違法放置等物件の放置されていた場所	違法放置等物件を除去した日時	違法放置等物件の保管を開始した日時	違法放置等物件の保管場所
名称又は種類	形状	数量				
普通自転車	メーカー：不明 車体の色：オレンジ 車体番号：A12AL15723 防犯登録：13リ36694	1台	新知字中殿40	令和8年10月14日　　9時00分	令和8年10月14日　　9時30分	知多市南浜町２２番１